

一般競争入札の参加者の資格等（公告）

令和7年度において長崎県が発注する工事に関する調査、設計及び測量業務について、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者の資格及び申請方法等を次のとおり定める。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
工事に関する調査、設計及び測量業務
- 2 一般競争入札に参加することができない者
次に掲げる者のいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しない者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - (3) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
 - (4) 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者（加入義務のない者は除く。）
- 3 申請の時期
随時
- 4 申請の方法
 - (1) 申請資料
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
 - イ 営業に関し、法律上必要な登録の証明書
 - ウ 技術者経歴書
 - エ 長崎県税の未納がない証明書の原本（長崎県内に営業所等を有する者に限る。）並びに消費税及び地方消費税の未納がない証明書の原本（消費税の申告及び納税を国税電子申告・納税システムにより行っている者は電子納税証明書）
 - オ 入札保証金及び契約保証金の免除措置に係る業務実績を証明する資料
 - カ 2(4)に該当しないことを証する資料
 - (2) 申請及び提出方法
次のアドレスから長崎県土木部監理課ホームページにアクセスして、申請をすることができる。
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/#konsaru>
 - (3) 申請書類の作成に用いる言語等
申請書類は、日本語で作成すること。
申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- 5 一般競争入札参加資格の認定
 - 2の一般競争入札に参加することができない者に該当する者は、一般競争入札参加資格がないと認定する。
 - 2の一般競争入札に参加することができない者に該当しない者は、一般競争入札参加資格を認定する。なお、認定された者には、一般競争入札参加資格認定書を交付する。
- 6 資格の有効期間及び更新手続
 - (1) 有効期間
一般競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から令和8年3月31日までとする。
 - (2) 更新手続
 - (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年3月に一般競争入札の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い申請すること。
- 7 一般競争入札参加資格の取消し
申請書類に虚偽の記載をした者及び2の各号のいずれかに該当すると認められた者については、その者の一般競争入札参加資格を取り消すことがある。

8 その他

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示第975号）の規定による工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る入札参加資格の認定を既に受けている者は、この公告に基づく申請を行う必要はない。